

令和 年 月 日

〇〇市区町村長 殿

〇〇県生活習慣病検診等管理指導協議会
〇〇がん部会 部会長 〇〇 〇〇

（胃/大腸/肺/乳/子宮頸）がん検診の
精度管理調査の結果について：精検受診率

拝啓 日頃は（胃/大腸/肺/乳/子宮頸）がん検診の実施ならびに精度管理にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、先日実施した「精度管理指標数値の調査」におきまして、貴市区町村の精検受診率は、集団検診で〇%、個別検診で〇%でした。（集団/個別←選択）検診の精検受診率は、平成 20 年に厚生労働省「がん検診に関する検討会」および「がん検診事業の評価に関する委員会」が設定した許容値（▲▲%以上）に達していません。

御承知のように、精検受診率は、がん検診の精度評価の最も重要な指標と位置付けられています。当県では、▲▲%未満の市区町村にはその理由の調査・報告をお願いすることが決定されていますので、〇月〇日までにご報告いただけますようお願い申し上げます。

なお、この結果は、毎年当県のホームページに掲載する予定であることを申し添えます。

ご協力のほど、何卒よろしくようお願い申し上げます。

敬具

解説：

- ・ ▲▲は、乳がん検診 80%、その他のがんでは 70%と記入してください。
- ・ 評価基準の考え方については、「実際の活動の手順（令和 3 年度）」の 4-1、注 4 をご参照のこと

<参考資料>

◇ 精検受診率が低い場合の調査項目（例）

- ・ 精検未受診率→（ ）%、許容値/目標値との比較
- ・ 精検未把握率→（ ）%、許容値/目標値との比較
- ・ 精検受診勧奨を実施しているか
- ・ 受診勧奨を実施しているのは（市区町村/検診機関に委託）
- ・ 検診機関に受診勧奨を委託している場合、受診勧奨に関する情報を共有しているか
- ・ 精検結果の報告の流れは（精検機関→検診機関→市区町村/精検機関→市区町村/その他）
- ・ 検診機関と市区町村は精検結果を共有しているか
- ・ 精検結果を把握する為の標準書式があるか

- 精検受診率が低い場合、精検未受診率と精検未把握率のどちらが高いのかを把握することが必要です。

	精検受診率	(未受診率+未把握)率	精検未把握率	精検未受診率
○ ××市	88.24	11.76	0.00	11.76
○ △△町	86.49	13.51	0.00	13.51
○ ××市	79.63	20.37	0.00	20.37
○ ××市	79.10	20.90	11.94	8.96
○ ××市	78.57	21.43	4.76	16.67
○ ××市	78.24	21.76	3.77	17.99
○ ××市	77.48	22.52	0.00	22.52
○ ××市	77.37	22.63	22.63	0.00
○ ××市	77.19	22.81	0.00	22.81
○ A県平均	73.23	23.11	0.00	23.11
○ ××市	76.84	23.16	0.00	23.16
○ ××市	75.44	24.56	0.00	24.56
○ ××市	75.17	24.83	8.28	16.55
○ ××市	71.43	28.57	0.00	28.57
○ ××市	71.21	28.79	15.91	12.88
○ ××市	70.30	29.70	29.70	0.00
△ ××市	68.99	31.01	5.43	25.58
△ ××市	68.70	31.30	0.00	31.30
△ ××市	68.29	31.71	0.00	31.71
△ ××市	65.63	34.38	0.00	34.38
△ ××市	65.35	34.65	0.00	34.65
△ ××市	65.14	34.86	0.00	34.86
△ 全国平均	64.45	35.55	17.96	17.59
△ ××市	64.10	35.90	35.90	0.00
△ ××市	62.80	37.20	0.00	37.20
△ ××市	59.16	40.84	0.00	40.84
△ ××市	45.71	54.29	14.29	40.00

目標値クリア
 許容値クリア

精度管理優良地域 ↑
 精度管理不良地域 ↓

これはある県の一覧ですが、市区町村によって未受診率と未把握率のどちらが高いかはバラツキがあります。（大腸がんを例にしているので許容値は70%になっています）

- 精検未受診率が高い場合、精検受診勧奨体制を整備する必要があります。そのために個人毎の受診者台帳を作成する必要があります。
- 精検未把握率が高い場合、精検結果の把握体制を整備する必要があります。精検結果の報告の流れは地域によって様々ですが、市区町村や検診機関が精検結果を共有することが重要です。精検機関→検診機関→市区町村でも良いし、精検機関→市区町村→検診機関でもかまいません。精検機関から市区町村に結果が戻る仕組みの場合は、あらかじめ検診機関から精検機関リストを提出してもらうのも良いでしょう。

★参照：国立がん研究センターがん対策情報センター作成、「自治体担当者のためのがん検診精度管理マニュアル」

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/screening/screening_manual.html